公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会(以下「協会」という。)と称し、 英文ではSHIZUOKA Association of Real Estate Appraisers(略称SAREA)と称する。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 協会は、不動産鑑定士等の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展及び土地基本法の理念に則った公的土地評価をはじめとする土地等の適正な価格の形成に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 県民に対する講演会及び公開型講座の開催により、県内の地域振興、まちづくりの調査研究等を支援する事業
 - (2) 不動産に関する無料相談等についての事業
 - (3) 静岡県が行う地価調査に係る鑑定評価受託事業
 - (4) 国が行う地価公示における価格均衡実現のための分科会運営支援事業

- (5) 刊行物の発行等による県民に対する不動産鑑定評価制度の普及啓発事業
- (6) 国が行う不動産取引価格情報提供制度への支援事業
- (7) 静岡県内の市町が行う固定資産評価受託事業及び価格の均衡実現のための組織運営支援事業
- (8) 国が行う相続税評価に関する価格均衡実現のための組織運営支援事業
- (9) 不動産に関する調査研究事業のための取引事例等の資料提供事業
- (10) 不動産鑑定士等に対する技術向上及び倫理高揚のための研修会の開催事業
- (11) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 会員及び会費

(協会の構成員)

- 第 5 条 協会の会員は次の3種とし、会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法 人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 静岡県内に住所、事務所又は勤務場所を有する不動産鑑定士、不動産鑑定士 補又は不動産鑑定業者で、協会の目的に賛同して入会したもの
 - (2) 特別会員 協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの
 - (3) 賛助会員 協会の目的に賛同し、協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(会員の義務)

第 6 条 会員は、協会の定款、諸規則等を遵守し、秩序及び信用を重んじ、その品位を傷つける行為をしてはならない。

(入会)

第 7 条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより入会申込書 を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

- 第 8 条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- 2 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつ でも退会することができる。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名 することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し除名の決議を行う総会の 日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において当該会員に弁明の機会を与えなけれ ばならない。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を 喪失する。
 - (1) 会費を2年以上納入しなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が会員資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第13条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 特別会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 第1項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第14条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 理事会において総会に付議した事項
 - (8) その他法令又はこの定款で総会において決議するものとして定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会を毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催することができる。

(招集)

- 第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的で ある事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正 会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3 分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

- 第21条 協会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の副会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、副会 長は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければ ならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況 を調査することができる。
- 3 監事は、協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有す る。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第27条 理事及び監事に対して、総会において別に定める役員報酬支給規程に従って算定した 額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

(顧問)

- 第28条 協会に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協会の業務に関する重要な事項について会長に建議し、又は会長の諮問に応じ会長 に意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めのある場合を除く。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序により副会長が 理事会を招集する。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出 席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会 の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第35条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の承認を得た書類については、その内容を直近の総会に報告しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一 般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第36条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定 時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を 受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとと もに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 役員報酬支給規程
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金分配の禁止)

第37条 協会は、会員に剰余金を分配してはならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規 定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 36条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定 法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 協会の公告は、電子公告により行う。

第10章 事務局

(事務局)

- 第44条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 その他の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 補 則

(細則)

第45条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、 会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法 人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」とい う。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は 川村都孝 とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行った ときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登 記の日を事業年度の開始日とする。